

白まち審第3号
令和元年9月27日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市まちづくり審議会
会長 野口 和 雄



白井市まちづくり審議会への諮問について（答申）

令和元年9月2日付け白都第70号で諮問のあった「まちづくり条例に基づく事前協議に係る意見書への対応について」について、下記のとおり答申します。

記

白井市まちづくり審議会での審議を経て、以下の4点について調整をしました。

1. 日影については、意見書提出者代表からの建物の高さを下げて対応して欲しいとの要望に対して、事業者代理人からは事業採算上はできないとの回答であり調整は不調となりましたが、事業者代理人から日影の影響を一番受ける北側2階建てテラスハウスの方々に対しては個別協議を行いたいとの見解が示され、意見書提出者代表からも了承をいただきました。
2. 駐車場については、意見書提出者代表からの自走式立体駐車場を建設して対応して欲しいとの要望に対して、事業者代理人からは、立体駐車場の建設はできない。また、市の開発事業指導基準を遵守する必要があるため駐車場の規模縮小は困難であるが、市が開発事業指導基準の緩和に応じてもらえるなら、北側の駐車場一列を廃止して北側隣地境界線から3m植栽を配置する方向で検討するとの対応案が示されました。なお、市の開発事業指導基準で駐車場は原則住戸1戸当たり1台の確保が規定されていますが、市が当該規定を緩和することを了解し、当該対応で双方から了承をいただきました。
3. ポンプ室については、意見書提出者代表から西側県道沿いに移設して欲しいとの要望に対して、事業者代理人からは、開発事業指導基準について市による柔軟な対応が可能であれば、土地利用計画を見直し西側県道沿いに移設するとの対応案が示され、当該対応で双方から了承をいただきました。

4. 審議会からの要望である当該地区における持続可能なコミュニティ形成のための双方の努力については、意見書提出者代表からは事業者と一緒にまちづくりをしていきたいとの見解が示され、事業者代理人からは当該建設計画の賛同が前提であるが住民同士の良好な関係は望んでおり手法について検討するとの見解が示され、双方から了承をいただきました。